水道メーター改造修理仕様書（小中口径）

1　適用範囲

本仕様書は、香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター（以下「企業団」という。）が発注する水道メーター（以下「メーター」という。）の改造修理に適用する。

2　修理するメーターの種別及び個数

・接線流羽根車式乾式直読水道メーター13 ㎜ロング（舶来ネジ）　**5,250** 個
・接線流羽根車式乾式直読水道メーター20 ㎜　（舶来ネジ）　**250** 個

3　法令及び規格の遵守

メーターは、水道法、計量法及びその他の関連法規を遵守し、企業団が規定する事項を除き、関係諸規定を準用したものとする。

4　形状・構造部品

承認申請図のとおりとする。

なお、承認申請図を変更する場合は、企業団に承認変更申請図を提出し、承認を受けなければならない。

5　表示

（1） メーターは、計量法及び関連法規等で定められたもの以外に、企業団が指定する次の事項を明瞭で、かつ消滅しないように表示すること。

事　　項	表　示　位　置	指 定 事 項
メーター番号	上ケースの上面及び上蓋の表面	元のメーター番号
メーカー名称	上蓋の表面	–
口　　径	上蓋の表面	–

（2） メーターには、検定証印又は基準適合証印のいずれかを付すること。
（3） メーター上蓋の裏面には、検定有効年月を表示すること。
（4） メーター目盛板は、次の事項を明瞭で、かつ消滅しないように表示すること。
① 計量単位（m^3・L）
② 定格最大流量（Q_3）
③ 計量範囲　R値（Q_3/Q_1）
④ 製造業者の名称又は登録商標
⑤ 型式承認番号と製造年
⑥ 流れの方向
⑦ 取付姿勢

6　メーターケースの処理等

（1） メーターケースの内面及び外面は、ショットブラストや洗浄等により、土、さび、塗装及び汚れ等の付着物を除去すること。
（2） 改造修理は、メーターケースのみを再使用し、上蓋及び内部機構を全て取り替えること。
（3） メーター各部に使用する部品は、通常の使用に十分耐えうる強度、耐久性及び耐食性等

を有し、かつ、水質に悪影響を及ばさないものであること。

（４） メーターケースは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成９年厚生省令第14号）に定める鉛浸出基準を検定期間内保持すること。

（５） メーターの上蓋は、取り替えるとともに、上ケースに刻印されているメーター番号と同じ番号を明確に打刻すること。なお、上ケース上面のメーター番号が不明確である場合は、その同一メーター番号を明確に打刻すること。

（６） 鉛レス銅合金のメーターには、ビスマスとエコブラスが混在しているため、上ケースの材質は、下ケースの材質記号（Ｂ又はＥ）と同じ材質記号の鉛レス銅合金とすること。

7　メーターの仕様

（１） 水道メーター計量特性・表示桁・寸法等

①舶来ネジ

口径	ネジの形状	全長（㎜）	計量範囲 $R=Q_3/Q_1$	定格最大流量 $Q_3(m^3/h)$	最大表示量（m^3）
13 ㎜ロング	舶来ネジ	165	100	2.5	9,999.$\underline{9}$
20 ㎜	舶来ネジ	190	100	4.0	9,999.$\underline{9}$
25 ㎜	舶来ネジ	210	100	6.3	9,999.$\underline{9}$

※　最大表示量の下線部分は小数点以下を示す。

②上水ネジ

口径	ネジの形状	全長（㎜）	計量範囲 $R=Q_3/Q_1$	定格最大流量 $Q_3(m^3/h)$	最大表示量（m^3）
13㎜ショート	上水ネジ	100	100	2.5	9,999.$\underline{9}$
20 ㎜	上水ネジ	190	100	4.0	9,999.$\underline{9}$
25 ㎜	上水ネジ	225	100	6.3	9,999.$\underline{9}$

※　最大表示量の下線部分は小数点以下を示す。

8　塗　装

（１） メーターケースの外面塗装は、無塗装とし、鉛の浸出等に関する基準に適合するように対応し、酸化や錆等の防止措置を施すこと。

（２） メーター上蓋の着色は、下記のとおりとする。

【舶来ネジ】

修理１回目　日本水道メーター工業会色番号　JWMM00-A01（白）

修理２回目　日本水道メーター工業会色番号　JWMM00-A02（緑）

口径（mm）	塗　装	修理１回目	修理２回目
13 ㎜ロング	蓋のみ	5,250 個	
20 ㎜	蓋のみ	250 個	

9　検定・検査

（１） メーターは、計量法及び関係法令に基づいた検定を受け、又は検査（承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの）を行わなければならない。

（２） 検定又は検査は、納入期限の日の属する月に実施すること。

10　納　品

（１） 納入場所

高松市勅使町３９８－１７

香川県広域水道企業団　高松ブロック統括センター　勅使町分室

（２） 納入期限

令和９年３月３１日（水）

（３） メーターの納入は、原則としてパレット及び企業団が指定するプラスチック収納箱を用いて行うこと。また、プラスチック収納箱の納入箱の底面には、角部の４箇所と中央部に１箇所の水抜き穴を設けること。

（４） 納入するメーターは、プラスチック収納箱に修理回数別の若番順に収納し、箱の側面に箱番号、口径及びメーター番号を明記したカードを取り付けて納品すること。なお、１箱当たりの収納個数は、下記の表のとおりとする。

口径(㎜)	13 ㎜ショート	13 ㎜ロング	20 ㎜	25 ㎜
１箱当たりの個数	20	15	10	9

（５） メーター両端のネジ部の保護や、異物等の混入防止及び羽根車の空転防止のため、メーターの接続端にはキャップを取り付けること。

（６） メーターの運搬中に外観及び機能を損なわないよう十分な処置を講ずること。

（７） 納入時におけるメーターの指示値は、１㎥未満であること。

（８） 納入するメーター１個につき２枚のメーターパッキン（日本水道協会検査品）を納入すること。

（９） 納入の際、メーター番号表（２部)、納品書及び試験成績表又は検定合格証明書等の書類を提出すること。

(10)　メーターの引渡し及び納入に係る運搬費用等については、受注者の負担とする。

11　納入検査

納入したメーターは、仕様書及びその他関係書類に基づき検査を行う。なお、検査に合格しなかった場合、受注者は当該メーターを引き取り、企業団が指定する期限までに無償で交換すること。

12　瑕疵担保

（１） 納入後、検定有効期限前に異常が生じたメーターのうち、その原因が受注者にあることが明らかな場合は、受注者が責任をもって取替し、企業団に損害を生じさせたときはこれを弁償すること。

（２） 納入された水道メーターの品質に異常が疑われた場合は、その原因に対して調査、報告するとともに対策を施すこと。

13　疑　義

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、企業団の指示に従うこと。